

第 6 7 号議案 佐世保市税条例の一部改正の件

1 改正の主旨

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税均等割非課税判定の基礎となる扶養親族における国外扶養親族の取扱いの見直しを行うとともに、軽自動車税種別割において一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の税率軽減の延長などを行うものです。

(1) 市民税

(2) 固定資産税及び都市計画税

(3) 軽自動車税

2 改正の内容

(1) 市民税

個人市民税均等割非課税判定の基礎となる扶養親族における国外扶養親族の取扱いの見直しについて

(対象条項)

佐世保市税条例第15条の2

(内容)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号。令和3年3月31日公布。令和6年1月1日施行）により、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、個人市民税均等割非課税判定の基礎となる扶養親族における国外扶養親族の取扱いの見直しを行うものです。

(根拠法令)

地方税法施行令第47条の3

(施行期日)

令和6年1月1日

個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

見直し

- 「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた(令和2年度改正)ことに伴い、「個人住民税均等割・所得割の非課税限度額」及び「個人住民税均等割の条例軽減」についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。

<参考1> 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し(令和2年度改正)

- ・ 30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外とする。
- ・ ただし、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。
 - (1) 留学ビザのコピーを提出した者
 - (2) 障害者控除を受けている者
 - (3) 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

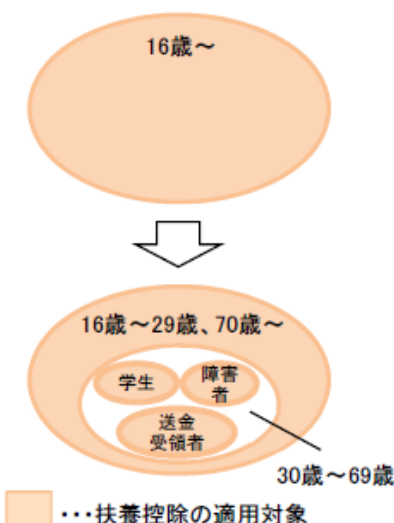
(注) 上記の見直しは、令和5年分以後の所得税、令和6年度分以後の個人住民税について適用する。

<参考2> 個人住民税均等割・所得割の非課税限度額

- 低所得者層の負担を考慮し、世帯人員数等に応じて算出される所得金額が一定額以下の者について、均等割及び所得割を非課税としている。

※ 「世帯人員数」とは、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(扶養控除における見直しイメージ)



(2) 固定資産税及び都市計画税

地方税法等の一部改正（令和３年法律第７号。令和３年３月３１日公布）に伴う条項の変更（項ずれ）によるもの

（対象条項）

佐世保市税条例附則第５８項、６３項、６４項、６９項～７３項、７９項、８０項、８６項～９１項及び９２項
（内容）

地方税法の改正による条項の削除、項ずれによるものです。

（根拠法令）

地方税法附則第１５条第２３項、第２４項第１号～第３号、第２５項第１号及び第２号、第２７項第１号～第３号、
第３０項、第３４項、第３５項、第４１項

（施行期日）

公布の日

(3) 軽自動車税

グリーン化特例（令和4、5年度分）の軽課の延長について

（対象条項）

佐世保市税条例制定附則第104項、第108項、第115項～第117項

（内容）

三輪以上の軽自動車（自家用乗用車を除く）で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有するものについては令和4年度分の種別割に限り、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有するものについては令和5年度分の種別割に限り、概ね75%、50%、25%を軽減するものです。

〈例〉	○軽四輪貨物（自家用）の電気軽自動車	年額 5,000 円 → 1,300 円
	○軽四輪乗用（営業用）のガソリン車（2030 年度基準 90%達成）	年額 6,900 円 → 3,500 円
	○軽四輪乗用（営業用）のガソリン車（2030 年度基準 70%達成）	年額 6,900 円 → 5,200 円 など

（根拠法令）

地方税法附則第30条、第30条の2

（施行期日）

公布の日

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し

車種区分		軽減区分					税制改正 実施年度	
		≪現行≫ R2年度課税、R3年度課税			≪改正後≫ R4年度課税、R5年度課税			
乗 用	自 家 用	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減	延長 	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減	令和元年度 (改正済)	
		2020年度基準＋30%達成	50%軽減		-	-		
		2020年度基準＋10%達成	25%軽減		-	-		
	営 業 用	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減	延長 	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減	令和3年度 (今回改正)	
		2020年度基準＋30%達成	50%軽減		2030年度基準90%達成	50%軽減		
		2020年度基準＋10%達成	25%軽減		2030年度基準70%達成	25%軽減		
貨 物	自 家 用	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減	延長 	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減		
		2015年度基準＋35%達成	50%軽減		-	-		
		2015年度基準＋15%達成	25%軽減		-	-		
	営 業 用	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減	延長 	電気・天然ガス軽自動車	75%軽減		
		2015年度基準＋35%達成	50%軽減		-	-		
		2015年度基準＋15%達成	25%軽減		-	-		